

訴 状

2023年(令和5年)4月27日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鈴木雅子 外



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

帰化不許可処分取消請求事件

訴訟物の額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

請求の趣旨

- 1 処分行政庁が令和4年10月25日付けで原告に対してした帰化許可申請についての不許可処分を取り消す。
- 2 法務大臣は、原告に対し、帰化を許可せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第1 当事者

原告は、2013年10月8日、日本に入国し、2015年10月22日付で、難民認定手続の結果、難民認定処分を受けた難民である（甲1）。

原告は、難民認定を受けた際、原告は、在留資格未取得外国人であったため、出入国管理及び難民認定法61条の2の2第2項による在留特別許可を受け、定住者5年の在留資格を得た（甲2）。

原告は、2021年3月4日、永住許可を受け、現在に至るまで永住者の在留資格を有して日本に居住している（甲3）。

原告は、現在、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程（国際関係学専攻）に、極めて優秀な成績で在籍し（甲4、甲5）、また、同大学院で助手（研究／ティーチング）をしている。

第2 本件処分の存在

1 2018年に行った帰化許可申請につき不許可処分を受けたこと

原告は、2018年5月2日、帰化許可申請を行った（以下「2018年申請という」（甲6）。

国籍法第5条1項1号は、「引き続き五年以上日本に住所を有すること」を帰化の要件としているところ、原告については、上記在留特別許可時点から起算すると、帰化申請に対する処分時までに上記要件を満たさないと考えられた。帰化申請の実務においては、まず帰化の相談を受け付け、担当者が帰化の要件を満たさないと考える場合には、帰化申請を勧めないという実務が広く行われているところ、東京法務局の担当者は、原告の帰化申請につき、上記国籍法5条1項の要件を満たさないとして受理することに消極的であった。しかしながら、原告は、難民条約34条、日本の条約誠実遵守義務（憲法98条2項）、及び、原告の状況からすれば日本入国時点から日本に住所を有するとみなすべきであるとする意見書（甲7）とあわせ、帰化申請を行った。

同申請は2020年1月20日付で不許可処分がなされた（以下、「2018年不許可処分」という。甲6）。不許可処分については、理由は明らかにされないが、上記事情から、原告の帰化申請が不許可となった理由は、国籍法5条1項の要件を満たさなかつたことにあると考えられる。

2 原告は、2020年に行った帰化許可申請につき不許可処分を受けたこと

原告は、2021年1月25日、再度の帰化申請を行った（以下「本件申請」という。甲8）

ところが、一年を過ぎても処分は一向になされなかつた。このことにより、原告の勉学及び就職において著しい支障をきたしていた。そのため、原告代理人は、2022年7月及び8月の2度にわたり、早期の帰化許可申請を求める意見書を担当法務局である東京法務局を送り先として提出した（甲9、10）。

しかしながら、東京法務局の担当者からは、電話で、原告代理人に対し、本当に法務大臣宛に提出するのかとの確認がなされた。原告代理人がその趣旨を尋ねると、自由裁量である帰化処分について、このような意見書を出すことが帰化の許可処分に向けて有益になるとは思われない、むしろ有害になりかねないということであった。原告代理人は、担当者に対し、意見書はそのまま提出してもらいたい旨述べた。

同申請は2022年10月25日付で不許可処分がなされた（以下、「本件不許可処分」という。）。原告は、東京法務局の担当者より、不許可処分の事実を、2022年10月31日に受けた電話で知らされた。その際、担当者からは、理由は本局でないとわからないが、日本語能力の問題なのではないかと言われた。

第3 難民条約と帰化

1 難民条約34条

日本は、1981年に難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定

書（以下、あわせて「難民条約」という。）に加入し、1982年1月1日、日本について効力を生じた。

難民条約34条は、「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」と定めている。

同条第1文は、日本語訳では「容易なものとする」とされているが、原文（英語）は、“The Contracting States shall as far as possible facilitate the assimilation and naturalization of refugees.”であるところ、法律文書で「shall」が用いられる場合、義務的であることを意味する（甲11）。

2 難民条約34条を国内で実施するための措置が採られていないこと

被告は、上記のとおり、難民条約に加入し、同条約が1982年に我が国について発効したことに伴い、従来の出入国管理法令を改正し、新たに難民認定制度を導入するとともに、法律の名称も「出入国管理及び難民認定法（入管法）」と改称した。また、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、社会保障関係法令（国民年金法、児童扶養手当法等）から国籍要件を撤廃するなどの法整備を行った（甲12）。

しかしながら、難民条約34条の規定を国内で実施するための国籍法の見直しは何ら行われなかった。出入国在留管理庁による難民認定制度の説明においても、難民の認定を受けた外国人が享受できる権利又は利益について説明されているが、そこでも、帰化については触れられていない（甲13）。

第4 本件処分等が違法であること

1 2018年不許可処分の違法性

第3で述べたとおり、被告は、難民条約34条に反し、難民の帰化をできる限り容易とするために国籍法を見直すことを怠った。また、帰化の理由は明ら

かにされないものの、法務大臣は、難民条約34条に反した国籍法上の居住要件を原告に漫然とあてはめて2018年不許可処分を行ったものと考えられる。

以上のとおり、2018年不許可処分は、難民条約34条に反するものであった。

2 本件不許可処分の違法性

本件申請においては、原告は、その居住要件を含め、国籍法上の帰化要件を満たすに至っていた。

しかるに、法務大臣は、難民条約上、帰化ができる限り容易なものとしなければならないにもかかわらず、かかる条約の要請を無視し、考慮すべき事項を考慮せずに本件処分をなしたものであるから、難民条約に違反し、また、裁量権の逸脱・濫用が認められる。

以上の次第であるので、原告は、請求の趣旨記載のとおりの判決を求める。

以上

証 拠 方 法

1 甲号証 各1通

添 付 書 類

1 訴訟委任状 1通

当事者目録

〒 [REDACTED]

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]
[REDACTED]

〒104-0061

東京都中央区銀座2-6-8 日本生命銀座ビル8階

銀座プライム法律事務所

上記訴訟代理人弁護士 関 聰介

電話 03-3535-7333

FAX 03-3535-7336

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町2-2 木原造林市谷ビル2階

いづみ橋法律事務所（送達場所）

同 鈴木 雅子

電話 03-5946-8515

FAX 03-5946-8516

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町2-2 木原造林市谷ビル2階

いづみ橋法律事務所

同 小田川 綾音

電話 03-5946-8515

FAX 03-5946-8516

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-9-5 新宿御苑さくらビル3階
東京中央法律事務所

同 高見 智恵子

電話 03-3353-1911

FAX 03-3353-3420

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者 法務大臣 斎藤 健
処分行政庁 法務大臣